

七. 大友家奉行人連署奉書

解説

享祿元年（一五二八）、九州の戦国大名として地歩を固めつつあった大友義鑑は、その家臣吉岡中務丞に豊後国宇目村の内五貫文を与えた。本文書はその判物を受け、大友家の奉行人が、宇目村政所に対し吉岡への税の支払いを命じたもの。形式上は宇目村政所宛てのものだが、実際には、吉岡中務丞が同村に入るにあたり、本文書を携帯し、これを同村政所に提示することで知行地の支配を実現しようとしたものと考えられる。